選挙運動用自動車運送契約書

収入

印紙

　　　　　　　　　　　　　　　　（ハイヤー方式）

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の運送について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　　　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号　　車　　種

　　　　　　　　　　　　登録番号

３　台　　数　　　　１　台

４　使用期間　　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（消費税を含む）

　　　　　　　　　　（内訳　１日　　　　　　　　円（消費税を含む）×　　　日間）

６　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

７　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川町議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　名　称

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車賃貸借契約書

（レンタル方式）

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

１　使用目的　　　　　　公職選挙法第１４１条に基づき選挙運動のために使用

２　車種及び登録番号　　車　　種

　　　　　　　　　　　　登録番号

３　台　　数　　　１　台

４　使用期間　　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

５　契約金額　　　　　　　　　　　　　　円（消費税を含む）

　　　　　　　　　　（内訳　１日　　　　　　　円（消費税を含む）×　　　日間）

６　使用上の義務等

　　　甲は、法令に従い、本件車両の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

８　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　名　称

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車燃料供給契約書

（レンタル方式）

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

２　供給場所　　　　所在地

　　　　　　　　　　名　称

３　供給を受ける自動車の登録番号

４　契約金額

単価１リットル当たり　　　　　　円（消費税を含む）とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

６　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川町議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　名　称

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用自動車運転契約書

（レンタル方式）

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

甲が使用する公職選挙法第１４１条に定める選挙運動用自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで（　　日間）

　　　　　　　　　　　原則として毎日　　時　　分から　　時　　分まで

２　契約金額　　　　　　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　　　円）

３　運転する車両の登録番号

４　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

５　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川町議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ビラ作成契約書

収入

印紙

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、

選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　　公職選挙法第１４２条第１項第７号に定めるビラ

２　枚　　数　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　　　円（単価　　　円　　　銭）

　　　　　　　　　　　　（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

４　納入期限　　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

６　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川町議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　名　称

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

選挙運動用ポスター作成契約書

収入

印紙

　有田川町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　名　　　　公職選挙法第１４３条第１項第５号に定めるポスター

２　枚　　数　　　　　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　　　　　　円（単価　　　円　　　銭）

　　　　　　　　　　　　（注）契約金額・単価は消費税を含んだ額である。

４　納入期限　　　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

　　　この契約に基づく契約金額については、乙は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき有田川町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

　　　なお、有田川町に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　　ただし、甲が公職選挙法第９３条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は有田川町に請求ができない。

６　その他

　　　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲、乙協議して定める。

　　　契約の証書として、本書２通を作成し、当事者記名押印の上各自１通を保管する。

　　令和　　年　　月　　日

甲　　有田川町議会議員一般選挙候補者

住　所

　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　　住　所

　　名　称

　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞